

広島県公安委員会公告第 103 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 99 条の 2 第 4 項第 1 号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 19 年 8 月 6 日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

- 1 審査の種類
技能検定員審査（普通）
- 2 審査の期日
平成 19 年 9 月 6 日， 7 日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号
広島県運転免許センター
- 4 審査の対象者
法第 99 条の 2 第 4 項第 2 号の規定に係る者
- 5 審査の方法
規則第 4 条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
 - (1) 申請に必要な書類

ア 技能検定員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの）	1 通
イ 技能検定員等審査手数料計算表	1 通
ウ 自動車運転免許証の写し	1 通
エ 履歴書	1 通
オ 運転記録証明書	1 通
カ 教習指導員資格者証等の写し	1 通
 - (2) 申請書等の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
 - (3) 申請書等の提出期限
平成 19 年 8 月 30 日